

### 正副議長が選出されました



市長 越阪部征衛(59歳/牛沼313-6)



副議長 本橋栄三(53歳/三ヶ島1978-2)

正副議長選が行われ、次の方が選出されました。

### 平成15年所沢市議会第1回臨時会が5月16日に開かれました

5議案が可決されました。市長提出議案として5議案を上程し、審議の結果、原案どおり可決されました。可決された議案は、次のとおりです。

●専決処分の承認(3件)

▽所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

▽所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

●監査委員を選任  
議会選出の監査委員の辞任に伴



高橋大樹(60歳/元町21-26、1304)



仲村清功(60歳/北所沢町2249-1)

い、議会の同意を得て、次の方を選任しました。

## 障害者福祉の制度をお知らせします

市では、身体障害者、知的障害者、精神障害者や難病患者の方への制度の紹介や相談、援護等を行っています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受けられる主な制度をお知らせします。介護保険対象の方は、介護保険法で提供されるサービスが優先される等の条件がありますのでご注意ください。

#### 障害者手帳

●身体障害者手帳  
障害が身体障害者福祉法で定める障害程度に該当すると認められた場合に交付される手帳です。  
●療育手帳(みどりの手帳)  
知的障害のある方に対して各種の援護を受けやすくするために交付される手帳です。  
●精神障害者保健福祉手帳  
精神疾患のある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方を対象として交付される手帳です。

#### 相談窓口

市では、市役所1階・保健福祉部各課や保健センター(☎991-1811・FAX995-1178)で福祉に関する相談を行っています。市内には、ほかに次の相談窓口がありますので、ご利用ください。  
●所沢保健所(☎921-2167・FAX920-3082)  
保健衛生の向上と増進のため、乳幼児からお年寄りまでの健康等に関する相談や指導を行っています。

#### 相談窓口

て、交付される手帳です。  
●所沢児童相談所(☎992-4152・FAX994-1420)  
18歳未満の児童の問題について家庭からの相談に応じ、医学的・心理学的判定を行い、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所等を行っています。  
●所沢市社会福祉協議会(☎926-8202・FAX951-3419)  
市民の皆さんが主体となり、各種地域の社会福祉を進めるため、各種活動を行っている民間の団体(社会福祉法人)です。  
●障害者相談員  
障害のある方のさまざまな問題について相談、助言および福祉事務所との連絡等を行っています。各相談員については障害福祉課(☎998-9116・FAX998-1147)へお問い合わせください。  
●民生・児童委員  
一定の地域を受け持ち、地域の福祉に関する要望、問題点を把握するための調査を行います。また、お年寄り、障害のある方、生活に困っている方の相談、保護、援助等のための活動もしています。

#### 担当の民生委員については福祉総務課(☎998-9113・FAX998-1147)へお問い合わせください。

#### ●身体障害者生活支援センター

#### ●知的障害者生活支援センター

#### ●専門のコーディネーターが、知的障害のある方やご家族の日常生活での相談等、さまざまな制度のアドバイスを行っています。

#### ●所沢市社会福祉協議会(☎926-8202・FAX951-3419)

#### ●所沢児童相談所(☎992-4152・FAX994-1420)

#### ●民生・児童委員

#### ●障害者相談員

#### ●所沢市社会福祉協議会(☎926-8202・FAX951-3419)

#### ●所沢児童相談所(☎992-4152・FAX994-1420)

### 平成14年度

## 所沢市情報公開制度 所沢市個人情報保護制度 の実施状況 所沢市会議の公開制度

問い合わせ 市政情報センター(☎998-9206・FAX998-9041)

#### ●情報公開制度の実施状況

##### ①請求・申し出の受付件数

実施機関	受付件数	決定等の状況						
		公開	部分公開	非公開	取り下げ	訂正等	部分訂正等	非訂正等
市長	221件	960文書	請求 217件 申し出 4件	931文書	344文書	568文書	16文書	-
教育委員会	9件	13文書	請求 9件 申し出 -	29文書	8文書	21文書	-	2文書
農業委員会	4件	23文書	請求 4件 申し出 -	23文書	6文書	13文書	4文書	-
水道事業管理者	2件	2文書	請求 2件 申し出 -	2文書	2文書	-	-	-
議会	4件	43文書	請求 4件 申し出 -	43文書	-	43文書	-	-
合計	240件	1,041文書	請求 236件 申し出 4件	1,012文書	356文書	631文書	20文書	5文書

※上記以外の実施機関(選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会)は平成14年度の請求・申し出はありませんでした。

●請求…請求権者が請求した場合

●申し出…上記以外の場合

##### ②請求・申し出者の区分

区分	合計
市内に住所を有する方	114人
市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	46人
市内に存する事務所又は事業所に勤務する方	3人
市内に存する学校に在学する方	-
上記に掲げるもののほか公文書の公開を請求する理由を明示して請求する個人および法人その他の団体	73人
その他	4人
合計	240人

##### ③情報公開請求・申し出の主な内容(取り下げ文書を除く)

内容	文書数
ダイオキシン対策に関する文書・資料	254文書
建築計画概要書	126文書
平成9年度および平成13年度の市長交際費に関する現金出納簿および支出命令書	87文書
平成11年度から平成13年度までの狂犬病予防事業に関する文書	55文書
医療センターにおけるその他の医薬収益およびその他の医薬外収益の明細等に関する文書	50文書
一般廃棄物業許可申請書および処理状況報告書	48文書
平成9年度から13年度までに支払われた「ダイオキシン類に係る人体への蓄積調査」についての専門委員報告と蓄積調査等に係る委託料の支出関係書類	46文書
平成12年度および平成13年度の議長交際費に関する現金出納簿および支出命令書	37文書
固定資産鑑定評価に関する契約関係書類	29文書
介護保険に関する計算資料および所沢市高齢者福祉計画推進会議に提出された介護保険に関する資料	25文書

##### ●不服申し立ての状況(情報公開制度・個人情報保護制度)

区分	件数
不服申し立て件数(情報公開関係:4件 個人情報関係:8件)	12件(累計36件)
情報公開・個人情報保護審査会	-
審査中	8件
答申	3件(累計18件)
取り下げ	0件(累計3件)
諮問前の取り下げ	2件(累計7件)
決定済	2件(累計15件)

## 市政通信

リサイクルふれあい館 完成式を行いました  
5月10日(日)リサイクルふれあい館「エコロ」の完成式を行いました。東所沢和和にありました「リサイクルふれあい館」が、機能も拡大して日比田に移転したものです。再生家具の抽選頒布やリサイクル教室等も行います。環境情報の発信基地の場となります。当日の式典ではテープカットが行われ、地元農産物の格安販売、フリーマーケット等が行われました。

## 皆さんの善意

●愛の福祉基金 ●山口三井長生クラブ(3,945円) ●久米上組町内会(36,690円) ●松葉兜一様(8,880円) ●日本生命労働組合所沢支部(25万円) ●松原学園(三國コカ・コーポロトリング株式会社(ジュニア48本) ●株式会社損害保険ジャパン所沢支社(交通事故傷害保険付き黄色いワッペン3,200枚) ●いるま野農業協同組合(横断旗660本) ●所沢市安全協会富岡支部(通学用ヘルメット150個) ●軽費老人ホーム「松の郷」(山下辰夫様(ミニトマトの苗4株) ●市役所(村上重夫様(南永井親水広場管理用道路用地として土地506㎡) ●4月11日から5月10日までの受け付け分です。ありがとうございます。

### 平成16年1月11日 市内局番が変更になります

電気通信事業者の新規参入等に伴う番号需要増に備えて、市外局番・市内局番の桁数を変更します。現在、所沢市において市外局番042を使用している電話等の番号が平成16年1月11日から次のとおり変更となりますので、お知らせします。

#### 市外局番042を使用している地域の番号が変わります



●平成16年1月11日以降、市内通話を行う場合には、現在の市内局番の前に「2」を付けてダイヤルする必要があります。問い合わせ 総務省関東総合通信局・電気通信事業課(☎03-3243-9074・FAX03-3242-0133)

### 手当・見舞金

●一定の障害・疾病のある方に対し、各種手当や見舞金を支給しています。制度によって所得制限等がありますので、ご注意ください。  
●特別児童扶養手当:20歳未満の重度の障害児を養育している方に支給します。  
●特別障害者手当:20歳以上で重度の障害で在宅の生活に特別の介護を要する方に支給します。

### 医療費の助成

●各種制度による医療費の助成および医療の給付を行います。制度によって手続きや対象者が異なりますので、ご注意ください。  
●重度心身障害児等医療費助成制度:一定の障害をもつ方に対して医療費の一部負担金を助成します。  
●更生医療制度:18歳以上で身体障害者手帳を取得した方に障害の軽減等の効果が認められた医療を給付します。  
●育成医療制度:18歳未満で身体に障害のある児童に対し生活能力を高めるための医療を給付します。  
●指定疾患医療給付制度:県が指定した特定疾患に対する医療費につ

### 在宅福祉サービス・社会参加

いて一定の助成を行います。  
●精神障害者通院医療費公費負担制度:精神疾患で外来治療を受ける方の医療費についての一部を助成します。  
●日常生活用具の給付:特殊ベッドや入浴補助用具等を給付します。  
●ショートヘルプサービス ●ホームヘルパー ●障害者デイサービス ●障害者タクシー ●移動浴そう車の派遣 ●住宅改修費の補助 ●タクシー使用料金の補助 ●自動車ガソリン費の補助 ●車いすの貸し出し ●手話通訳者の派遣  
問い合わせ 障害福祉課(☎998-11147)